

## 上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

この要領は、上尾市が発注する建築工事において、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築工事

公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事をいう。

(2) 適用工事

週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下「適用工事（現場閉所型）」という。）をいう。

(3) 適用工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。

(4) 完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週（原則として土曜日から金曜日までの7日間を単位とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものとみなす。

また、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。なお、完全週休2日（土日）においては、同一の週内において指定するものとする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(6) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(7) 対象期間

契約工期のうち、現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(9) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(10) 現場施工着手日

現場測量、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際の工事のための準備行為等により、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(11) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(12) 現場閉所（現場休息）率

次の式により算定した割合をいう。なお、現場休息率の算定において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

現場閉所（現場休息）率 = 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数

（現場閉所（現場休息）の取扱い）

第3条 対象期間中に現場閉所（現場休息）とする日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日（現場休息日）は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所（現場休息）は、現場閉所日（現場休息日）に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

3 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所日（現場休息日）に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所日（現場休息日）を設定するものとする。

4 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所（現場休息）した場合に振替前の日を現場閉所（現場休息）し

たものとみなす。

(適用工事の対象とする工事)

第4条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は適用工事としないことも可能とする。

- (1) 竣工時期や作業時間（学校の夏季・冬季休業日等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（地方自治法施行令第167条の2第5号に該当する工事）、応急工事等）
- (3) 単価契約による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

(適正な工期の確保)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保する等、適正な工期を設定する。また、達成状況による工期末における契約の変更の手続きに要する期間を考慮すること。

2 契約工期の変更理由が、次の各号に掲げる受注者の責によらない理由である場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事の工程の条件に変更が生じた。
- (2) 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した。
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた。

(積算方法等)

第6条 適用工事において、次の各号に掲げるとおり現場閉所（現場休息）または休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に、次の表の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

適用工事の補正係数

経 費	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労 務 費	1.02	1.02
現 場 管 理 費	1.01	1.00

(2) 市場単価、補正市場単価の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

ア 新営工事の場合

- (ア) 市場単価 × 新営補正率
- (イ) 補正市場単価 × 新営補正率

イ 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

- (ア) 市場単価 × 新営補正率
- (イ) 補正市場単価 × 新営補正率

ウ 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

- (ア) 市場単価 × 改修補正率
- (イ) 補正市場単価 × 改修補正率

(3) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

ア 新営工事、全館無人改修の場合

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

イ 執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(4) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

ア 工事場所が物価資料の掲載都市の場合

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後} \\ \text{のシフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補} \\ \text{正係数を乗じた労務単価を用} \\ \text{い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

イ 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後} \\ \text{のシフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補} \\ \text{正係数を乗じた労務単価を用} \\ \text{い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフ} \\ \text{ト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベー} \\ \text{ス単価} \end{array}}$$

## (5) 積算方法及び変更方法

適用工事（現場閉所型）においては、完全週休2日（土日）の達成を前提に、第1号の表中「完全週休2日（土日）」の補正係数及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

また、現場閉所（現場休息）率を確認し、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、第1号の表中「月単位の週休2日」の補正係数及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

### （実施方法）

第7条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に適用工事である旨を明示する。

2 受注者は、現場施工着手前に、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 発注者へ週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で施工計画書及び工程表を作成する。
- (3) 対象期間中、適用工事である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい位置に掲示を行う。

3 受発注者は、対象期間中において、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に記載した法定休日・所定休日以外の日に現場閉所（現場休息）とする場合は、工事完了後に現場閉所（現場休息）の達成状況を発注者が確認することができる方法（電子メール等）により、事前に監督員に連絡する。なお、監督員の押印が必要となる書面の提出は不要とする。
- (2) 発注者は、現場閉所日（現場休息日）に作業が生じるような指示は行わず、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
- (3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、工事完成通知書の提出予定日の14日前を期限として、発注者に「現場閉所実績報告書（様式1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等の現場閉所日（現場休息日）が確認できる資料を提示し、現場閉所（現場休息）の達成状況について確認を受ける。

現場閉所実績報告書の提出日から現場完成日までの現場閉所日（現場休息日）については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

- (2) 受発注者は、第6条第5号の規定により、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた変更契約を行う。なお、前号に規定する期限を経過した場合において、発注者の求めに応じず、受注者が現場閉所実績報告書の提出を行わなかった場合には、週休2日を達成できなかったものとして扱う。

5 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事を含む。）

の調整を適切に実施する。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていない等、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(発注者による調査)

第9条 発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができる。当該調査等を行う場合において、受注者は、発注者による当該調査等に協力しなければならない。

(不適切な適用工事実施に対する措置)

第10条 受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に該当すると発注者が認めたときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、建築工事における週休2日適用工事の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、本要領による改正後の上尾市「週休2日制適用工事」試行要領の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則

(制定附則)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和8年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知書の送付をいい、随意契約にあつては見積依頼書による通知をいう。）を行う工事から適用し、同日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別紙 1

(入札公告等及び特記仕様書への適用工事である旨の明示)

<入札公告等>

入札条件等	
その他	本工事は、上尾市（建築工事）「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

<特記仕様書>

<p><b>【週休 2 日制適用工事】</b></p> <p>本工事は、上尾市（建築工事）「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。</p> <p>試行の実施は、上尾市建築工事における「週休 2 日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。</p> <p>上尾市役所ホームページ <a href="https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html">https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html</a></p>
---

別紙 2

(現場での適用工事である旨の明示の記載例)

<b>週休 2 日制適用工事</b>	
この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組む工事です。	
工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載があり、当該工事であることが判別できる場合は、本掲示上で工事名の記載を要しない。

表A 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事及 び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01

内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系素材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系素材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事及 び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事及 び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及低 圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22